

## 参加申込書

<送付先>

鳥取県西部総合事務所県民福祉局中山間地域振興チーム 山根 行き  
ファクシミリ 0859-31-9794  
電子メール seibu-kenminfukushi@pref.tottori.lg.jp

※提出後、上記担当者まで受信確認のお電話をお願いします。

電話 0859-31-9606

令和6年度鳥取県西部地区ねんりんピック賑わい創出事業に係る公募型プロポーザル選考に参加します。

なお、添付の「公募型プロポーザル参加資格確認書」の記載事項について事実と相違ありません。

### 記

会社名	
代表者名	
住所	
担当者名	
電話番号	
ファクシミリ	
電子メール	

提出期限 令和6年3月25日(月)午後3時

# 公募型プロポーザル参加資格確認書

鳥取県知事 平井 伸治 様

案件名称：令和6年度鳥取県西部地区ねんりんピック賑わい創出事業に係る業務

- 1 当社は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者です。
- 2 当社は、法人格を有しています。
- 3 本書の提出日から遡って5年間の間に、国内大手企業（国内の証券取引所に株式を上場している企業）又は官公庁等から、当該業務と同様のイベント企画・運營業務の受注実績を有している者です。
- 4 当社は、令和3年鳥取県告示第457号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加者資格に係る業種区分がイベント・広告・企画の広告・広報に登録されている者であります。
- 5 令和6年3月15日（金）から本書の提出日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていません。

なお、本件業務のプレゼンテーションの日までに指名停止措置を受けた場合には、この公募型プロポーザルの参加資格を無効とされても異議は申し立てません。

- 6 令和6年3月15日（金）から本書の提出日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者ではありません。

また、本件業務のプレゼンテーションの日までに更生手続開始の申立て、又は再生手続開始の申立てを受けた場合には、この公募型プロポーザルの参加資格を無効とされても異議は申し立てません。

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

会 社 名  
住 所  
代表者職・氏名

(連絡責任者)

所 属  
職 ・ 氏 名  
電 話 番 号